

東京帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三卷(十三) 第二號

昭和九年二月一日發行

論叢

印紙税に就きて……………

法學博士 神戸正雄

購買力……………

經濟學博士 小島昌太郎

チャーマーズの恐慌理論……………

經濟學博士 谷口吉彦

時論

農村經濟更生運動の目標……………

經濟學士 八木芳之助

研究

會計學に於ける取引の概念と形態……………

經濟學士 蜷川虎三

米國新産業政策の一断面……………

經濟學士 大塚一朗

資本蓄積率變化論補遺……………

經濟學士 柴田敬

說苑

ダットウールに關する一研究……………

經濟學士 熊本吉郎

本邦製紙業に於ける混合企業と單純企業……………

經濟學士 田杉競

附錄

新著外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

購買力

小島 昌 太 郎

購買力 (Purchasing Power) といふは、或人が貨幣を以てその欲する所のものを獲得し得る力である。従つて、購買力の主體といふものを認めんとするならば、それは、言ふまでもなく、人間である。或人の有する購買力は、一應、その人が有する貨幣の量額を以て表示し得るものと見ることが出来る。貨幣を多く有するものは、購買力大であり、少く有するものは、小であると考へるのは、この見方に立つものである。

貨幣を以て獲得するといふは、貨幣を提供して、これと交換に獲得することである。今日に於ては、特別なる例外の場合を除き、凡そ、人間が所有し、消費し、若しくは享受し得る所の有形無形の殆ど一切のものは、貨幣と交換に獲得することが出来る。従つて、若し、購買力を及ぼし得る所のものを、購買力の客體と名づくるならば、凡そ人間が所有し、消費し、若しくは享受し得る所の殆ど總ての有形無形のもの、購買力の客體である。商品は勿論のこと、土地建物等の

有形物を初め、労働、勤務、演技、並びにその他の人間の行爲、または設備の使用等、總て購買力の客體となる。

二

右に述ぶるが如く、貨幣を以てすれば、今日に於ては、凡そ人間が所有し、消費し若しくは享受し得る所の、殆ど總ての有形無形のもものは、これと交換に獲得し得るものである。それゆゑにこれを、また、これらのものゝ側より言へば、これらのものを提供し得るものは、それと交換に貨幣を獲得し得る譯である。ゆゑに、貨幣をもつて居なくても、貨幣と交換し得るものを有するならば、それを貨幣と交換することによつて、何時にても購買力を有することとなる。言ひ換へれば、貨幣と交換し得るものを有するものは、潜在的なる購買力 (Latent Purchasing Power) を有する譯である。従つて、例へば、商品を有するといふことは、この潜在的なる購買力を有する最も明かなる例である。

殊に、銀行預金は、最も容易簡便に現金化し得るものであるから、預金なるものは、潜在的といふ意味さへ甚だ稀薄に感ぜられる程に、殆どそのまま購買力を表はすものと見られて居る。その上に預金は幾何の現金となり得るかといふその額も確定的である。商品を初め、貨幣と交換し得る一切のものは、その交換し得るといふことは確實であるけれども、如何程の量額の貨幣と交

換し得るかは、愈々交換をやつて見なければ、確實ではない。然るに、預金は、その表示せらるる貨幣量額に於て、確實に現金化し得るものである。

これによつて見れば、或人が貨幣を以てその欲する所のものを獲得し得る力たる所の購買力なるものを、實質的に構成するものは、單にその人が有する貨幣だけではなく、その人が貨幣化し得る所の一切のものも亦これに加算して考慮すべきである。

三三

貨幣を以て他のものを獲得し得る力が購買力であり、他のものを一旦貨幣に換へて、それを以て更に他のものを獲得し得る力は、潜在的なる購買力と認め得ることは、右に述ぶるが如くである。然らば、苟も、他人の有するものを、交換によりて獲得し得る所のものを有する人は、それが貨幣たるも然らざるとにより、購買力若しくは潜在的購買力を有する譯である。

然るに、購買力といひ、また、潜在的購買力といひ、結局、それらは共に、他人のものを交換によつて獲得し得る力のことである。それを、貨幣の側より立言したるときに購買力といひ、貨幣を相手となし得るものゝ側より、従つて、反對に言へば、貨幣の相手となり得るものゝ側より、立言したるときに、潜在的購買力といふに過ぎないのである。ゆゑに、購買力と潜在的購買力とは、交換力といふ言葉を以て包容することが出来る。苟も、他人が所有し消費し享受せんことを

欲する所の有形無形のものをもてる人は、それを提供することによつて、自分の所有し消費し享受せんと欲する所のものを獲得することが出来る。この力を、——力といふ言葉が強過ぎると感ずるならば——この可能性を、交換力といふのである。

購買力といふ言葉は、既に慣熟して用ゐられて居るから、それには何等の奇異な響をもたないけれども、交換力といふ言葉は、未だ慣熟して居ない用語であるから、少し力といふ言葉が強過ぎる響をもつと感ぜられるかも知れない。布の貨幣に對する交換力、鐵の石炭に對する交換力など。——それゆゑに、私は、姑く、英語を藉つて、Exchangeability といふ言葉を以て、このことを説明しやうと思ふ。

今日、吾々の社會は、分業によつて構成せられ、交換によつて結び付けられて居る所の經濟組織を以て成り立つて居るのであるから、社會に表はれ得る殆ど一切のものには、Exchangeability が存在する。

私は、本誌の前號に於ても、Exchangeability に論及した¹⁾。こゝに購買力なるものを論ずるに當つて、少しく重複になるけれども、論述の道筋にある限り、或る點に於て、更に同じことを繰返さなければならぬ。

購買力(及び潜在的購買力)は人間のもつ一種の力である。Exchangeability は、ものに存する一種の性能である。人間は腕力智力などをもつて居ると共に購買力(及び潜在的購買力)をもつて

1) 「經營學の基礎概念たる資本、企業及び經營」

居る。石炭は炭素より成る黑色の硬くして脆い塊で、空氣中で熱すると燃燒して高熱を發するもので、またこれを空氣と斷つて乾溜すると、石炭瓦斯、アムモニア液、コールタール、コークス及び瓦斯炭を生ずるといふ物理的若しくは化學的な性能があると共に、また、魚とも米とも交換することが出来るといふ性能があり、殊に、貨幣と交換し得る性能がある。そして、特定の石炭について言へば、それが所有權の目的となり得るとか、擔保に供し得るとかいふ性能もある。

腕力や智力などいふ人間の力は、天賦のものであり、また、物理的若しくは化學的な物の性能は、自然的なものであるが、人間が購買力(及び潜在的購買力)をもつことや、有形無形のものに他のものと交換し得る性能があつたり、所有權の目的となり、擔保に供し得るなどの性能があることは、社會組織の賦與する所である。そして、今、當面の問題として居る所の、他のものと交換し得るといふ性能、すなはち、Exchangeability なるものは、均しく、社會組織から賦與せらるゝ他の性能と區別して、特に經濟上の性能として認めらるべきである。

購買力(及び潜在的購買力)は、人間のもつ一種の力である。併しながら、人間が購買力(及び潜在的購買力)をもつ所以は、その人間が貨幣をもち若しくは貨幣に替へ得るものをもつによるのであるから、それらの貨幣並びにその他の有形無形のものに購買力若しくは潜在的購買力が存在するとも認めることが出来る。貨幣の購買力、勞賃の購買力(Purchasing power of Money ; Purchasing power of Wages)なはいふ言葉のあるのは、かゝる考へ方に基くのである。Exchange-

ability も亦さうである。これは、有形無形のものに存するのであるけれども、この Exchangeability の存する有形無形のものをも有する人は、それだけの Exchangeability をもつて居ると認めることが出来る。

かくて、Exchangeability の直接の主體を以て、人間と認めるに至らば、Exchangeability をそのこれの存する有形無形のものより抽象して認めたこととなつたのである。そして、かく Exchangeability を抽象的に認めるならば、Exchangeability の存する有形無形のもの、Exchangeability の具現したる姿であり、形であると認め得ることとなる。すなはち、Exchangeability を抽象する限り、そのこれの存する所の有形無形の現實の一切のものは、Exchangeability の具體的なる形態に外ならぬものである。そして、かく Exchangeability を抽象して取扱ふことにより、購買力の問題を簡單化し得るのである。

四

Exchangeability は、凡そ人が所有し消費し享受せんことを欲する所のものなれば、有形たると無形たるとを問はず、一切のものに存する。従つて、抽象化して認め得らるる Exchangeability の生成は、それらの有形無形のものゝ生成に伴ふものである。それゆゑに、有形物の生産、加工、製造、運搬が、Exchangeability の生成をなすと共に、権利の設定、利益關係の發生、勞働力の増

進、才能技倆の上達などは、Exchangeability の生成である。そして、それらのもの自體の消滅が、そのもの Exchangeability の消滅である。

併し、Exchangeability の大きさは、そのこれの存するもの自體に於て定まるのではなくして、むしろ、そのもの所有消費享受を欲する所の交換の相手方たる人の欲望の強さと、彼がそれに對して提供し得るもの量額によつて、定まるのである。或るもの Exchangeability が、如何程であるかは、同じ時にあつても、それを交換によつて獲得せんとする相手方が、甲なる場合と乙なる場合とによつて異なるのであり、時を異にすれば、同じ人を相手方とするとも、同じくないものである。それゆゑに、或るものに如何程の Exchangeability があるかは、愈々現實に交換を實行して後に、初めて確定する譯である。

而も、かくて確定したる Exchangeability の大きさは、その場合の Exchangeability として確定したゞけのことであつて、不變的なものでは素よらない。その同じものが、もう一度他人に提供せらるゝときには、また、別の大きさに於て、その Exchangeability が定められるのである。ゆゑに、今日、有形無形の殆ど總てのものには、Exchangeability があるけれども、その Exchangeability の大きさは、總て、不定の状態にあるのである。

かくの如く、Exchangeability の生成消滅は、そのこれの存するもの生成消滅に伴ふものであり、Exchangeability の大きさは、その存するものを欲する交換の相手方によつて定まるのであ

る。従つて、Exchangeability の増減に直接影響を及ぼすものは、専ら、相手方の事情である。すなはち、彼の欲望の強さと彼の提供し得るものゝ質と量とである。併しながら、Exchangeability の存するものゝ状態及び状態の變化、——主として、その存在量の變化や有形物にあつてはその生産費（生産に要する Exchangeability）の増減など——は、相手方に何等かの影響を與へず已むものではないから、これらが相手方の事情に及ぼす變化を通じて、反射的にそのものゝ Exchangeability に影響することゝなるは勿論のことである。

五

Exchangeability なるものは、右に述べたるが如く、本來、有形無形の何等かのものに存在する所であり、それらのものゝ生成によつて生成し、消滅によつて消滅するものであり、その大きさは、そのものを欲する相手方の事情によつて定まり、その伸縮増減は時々的情況による所で不定なるものである。要するに、この Exchangeability なるものは、有形無形の何等かのものなくしては存在せざる所である。併しながら、Exchangeability は、經濟の發達により、その本元たる有形無形のものより遊離して存在し得ることゝなつた。

Exchangeability のものよりの遊離は如何にして生じたか？それは、相手方に對する經濟的信頼（Economic Confidence）からである。すなはち、交換の場合に、一方は有形若しくは無形の

何等かのものを引渡したるに、他方は、その相對たるものを引渡すことなく、他日その引渡をなすこととした場合である。この場合に於ては、引渡をなしたるものは、その引渡したるもの Exchangeability に相當する所の Exchangeability を、何等かの有形無形のものに於て受領すべきであるのに受領して居らず、たゞ、他日、その Exchangeability に相當するものを受取り得るといふ關係を保有することとなつたに過ぎない。そして、その Exchangeability を如何なる形態に於て受取るかは、この交換のときより豫め確定して居ることもあり、また或は、他日愈々これを受領するときに至つて定まることもある。商人が買手に掛賣をなしたる場合には、他日貨幣を以て受取る譯であり、代金の前拂をなしたる買手は後日一定の製品を受取る譯であるが、これらの場合は前者に屬する。併し、商品切手の買入の場合は後者に屬する。

かくの如く、交換に於て、將來に Exchangeability を何等かのものに於て受取るべき關係を保有するといふことは、とりも直さず、將來の有形無形のもの、そのものに存すべき Exchangeability とが遊離して存在することに外ならない。何となれば、かゝる關係だけを、一人から他人に移轉することが出来るからである。この Exchangeability の遊離は、經濟の發達に従つて、益々發達したる所であつて、かの法律家の謂はゆる、人間の物的生活に於ける重點の『所有權より債權への推移』といふものは、この事柄の或る一面を、法律學的に言ひ表はしたものである。

遊離したる Exchangeability は、そのこれが本來存在するものよりも、蒐集し、蓄積し、保存

するに頗る容易便利なる状態となる。米穀の何十石何百石を蒐集し、蓄積し、保存するは、甚だ不便困難なるものであるけれども、米穀證券を以てすれば、何十石何百石は愚かなこと、何千石と雖も机の引出一つの裡に蒐集蓄積保存することが出来る。貨幣について言へば、このことは更に顯著である。金貨若しくは、百圓札を以てしても、一萬圓、十萬圓となれば、その保管が困難となる。併し、これを銀行預金とすれば、何百萬圓であつても、預金證書、若しくは、預金通帳を以て確實容易に保管せられる。

Exchangeability は、そのこれが本來存在する所のものより遊離することによつて、將來の Exchangeability を現在に實現することが可能となる。銀行が、未だ生産に着手せざる以前の工業家に資金を貸附くるのは、その將來に生産せらるべき貨物があるによるのであつて、工業家はその生産が完了して初めてその Exchangeability を以て、自己に必要な他物を獲得し得るのであるのに、この貸附を受くることによつて既に早く、機械や原料を初め、その他必要とする如何なるものをも、獲得することが出来ることとなる。すなはち、未來の Exchangeability の現在化である。

六

貨幣の本質的機能は、一般的なる交換の媒介たる點にあると言はれ、この一般的なる交換の媒

介に役立つものは、本質的に見て貨幣と認められる。併しながら、交換の媒介といふことは、ものゝ側より立言したる言葉である。貨幣の側より立言すれば、その本質的機能は、支拂の決済にある。この見地よりすれば、一般的なる支拂の決済手段たるものは、本質的に見て貨幣である。

殊に今日、貨幣の機能として重要な他位を占むるものは、單に、ものゝとの交換に於ける媒介をなすだけではなく、資本の貸借融通を運ぶといふことの存することも見逃すことは出来ない。すなはち、貨幣の形態に於て、資本を移轉せしむることである。貨幣の機能を以て、單に一般的なる交換の媒介とのみ言ふときは、今日の經濟に於ける流通部に於て、ものゝ交換といふことの外に金融といふことが、それに殆ど譲らざるの地位を占むるを見逃して居ることとなる。然るに支拂といふときは、ものゝ交換の場合に於ける貨幣の機能を言ひ表はし得るのみならず、資本を貸與する場合にも、貨幣の支拂を以て行はるゝのであり、その返済も、貨幣の支拂を以て行はるゝのであるから、金融に於ける貨幣の機能もこの言葉にて言ひ表はすことが出来る。

さて、一般的なる支拂に充當し得るものは何であるか、それは、言ふまでもなく、Exchangeability である。ゆゑに、貨幣の本質は Exchangeability である。言ひ換ふれば、Exchangeability が一般的なる支拂の決済手段たる形に於て存するとき、これを貨幣といふのである。

併し Exchangeability が貨幣となるには、それに何等かの單位名稱が與へられねばならぬ、圓、磅、弗、などがこの單位名稱である。この貨幣としての單位名稱が幾何の Exchangeability を表

はすかは、或る特殊のものについて確定せられることがあり、または一般的なる標準により確定せらるゝことがあり、或はまた、特定のにも一般的にも確定せられずにある場合もある。

我が國の貨幣法に於て、「純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス」と規定するのは、純金二分の Exchangeability を圓と稱すといふことであつて、他のものが、貨幣的にその Exchangeability が言ひ表はさるゝ場合には、すべて、この純金二分が基準となるのである。併しながら、若し、例へば弗と稱せらるべき純金の量目が、何等かの標準によつて、常に變更せらるゝときは、Exchangeability の單位の貨幣的大きが久しきに亘る確定の下にあるのではなく、暫時的なる確定の下に置かるゝのである。かの補正弗 (Compensated Dollar) といふは、かくの如き一旦暫時的なる確定の下に置かれたる純金の一定量目が一般的商品に對してもつ所の平均的な Exchangeability —— 一般物價指數 —— の變動に比例して、更にその量目を増減する所の純金の量目がもつ Exchangeability の大きを、貨幣的單位としたる名稱である。また、今日の我が國を初め、多くの諸國に於けるが如く、金貨兌換若しくは金塊引換が停止せられて居る間は、Exchangeability は、その貨幣的なる單位名稱として、依然、圓、磅、弗等を保有して居るけれども、その大きは、正確に言へば、全く各々の取引の瞬間的に於て決定せらるゝだけで、久しきに亘つては勿論暫時的にも確定されて居ないのである。

Exchangeability が支拂に充當せらるゝとき、その手段となるものは、鑄貨若しくは、紙幣、銀

行券の形態をとることがあり、または、單に Exchangeability の遊離したる状態のまゝで支拂に充てらるゝことがある。

本位貨幣にありては、支拂の決済となる Exchangeability の大きさと、その構成材料の Exchangeability の大きさが全く相均しきものであり、補助貨幣にありては、支拂の決済となる Exchangeability の大きさと、その構成材料の Exchangeability の大きさが均しくはなく、後者が常に前者より小きものであり、紙幣及び兌換券に至つては、その構成材料の Exchangeability は殆ど見逃し得べき程度のもので、たゞそれが、支拂の決済となり得る Exchangeability の大々を表現して居るに過ぎないものである。

Exchangeability が遊離したる状態のまゝで支拂の決済に充てらるゝのは、それが銀行預金として存在する場合である。銀行預金は、今日、預金のまゝで支拂の決済に充てられる。預金通貨といはるゝものがこれである。このときには、銀行預金は、最も抽象的なる貨幣となる。

銀行預金は、そのものとしては通貨ではない。現金として引出されて支拂の決済に充てられるか、または、預金のまゝで支拂の決済に充てられるか、このいづれかの場合に、通貨となるのである。それが現金として支拂の決済に充てらるゝときは現金通貨といはるゝものとなり、預金のまゝなるときは預金通貨といはるゝものとなる。預金は、そのものとしては、通貨として働くといふ點より見れば、待機中のものであり、従つて、その意味に於て、潜在通貨であるといふこと

が出来る。また、別の比喩を以てすれば、預金は通貨の母體であるとも言へる。いづれにするも、これらの本質をなすものは、Exchangeability に外ならぬ。

Exchangeability が一般的支拂に充當せらるゝ場合の單位名稱、例へば圓、磅、弗等を以て、その大きが表示せらるゝときは、その Exchangeability は貨幣價値を以て表示せられて居るといはれる。銀行預金證書またはその通帳、並びに、手形、小切手、公社債、借入金證書等は、遊離したる Exchangeability が、この貨幣價値を以て表示せられたるものである。

七

資本は、増殖の目的の下に置かれたる Exchangeability である。Exchangeability が一般的なる支拂の決済に充當し得る形に於て存するときは、貨幣であり、増殖の目的の下に置かれたるときは、資本である。Exchangeability が増殖の目的の下に置かるゝと同時に、一般的なる支拂に充當し得る状態にあるときは、それを貨幣的資本若しくは資金 (Capital Money) といはれる。

増殖の目的の下に置かれたる Exchangeability、それは一般的名稱として資本といはれるのであるが、この資本は、前述の如く、一般的なる支拂に充當し得る状態、すなはち資金として存在することがあり、然らざることがある。然らざる場合といふは、人間の直接の使用消費に役立ち得る所の有形無形のものとして、若しくは然るものを生産または獲得するに役立つ所の有形無形の

ものとして存在する場合である。商品若しくは原料、燃料、材料、機械、器具、特許權等はこれである。この場合の Exchangeability は、資本財 (Capital Goods) として存在するといはれる。

Exchangeability は、前に述べたるが如く、そのこれの存するものゝ生成消滅に伴つて生成消滅するものであるが、或るものゝ Exchangeability の大きなものは、そのもの自體に於て定まるのではなく、そのものと交換せらるゝ相手のものによつて定まるのであり、且つその相手のものゝ數量によつて表示せらるゝのである。而も、その大きさは、愈々交換が實行せられて決定するのであつて、交換が現實とならない間は不定のものであり、且つ一度び交換が實行せられ、その雙方の Exchangeability が、交互に相手のものゝ數量によつて表示せられたとしても、その表示せられたる量は、雙方とも、そのときの交換に於けるそれであるに止まり、次の交換に於ては、また、そのときの事情の下に定まるの外なきものである。

例へば、米一石が絹布二丈五尺と交換せられ、また同じ時に、石炭二噸三と交換せられたとしても、次の交換の場合には、この比率とは無關係に同じ米一石が同じ絹布の二丈八尺と、同じ石炭の二噸五と交換せられる。然らば、絹布の石炭に對する Exchangeability も、絹布一丈に對して石炭の $\frac{2}{3}$ 噸から、 $\frac{5}{8}$ 噸に變つた譯でもある。而も、この Exchangeability の大きさの比率も、その所有者が A_1 、 B_1 、 C_1 なる人の間のそれと、 A_2 、 B_2 、 C_2 なる人の間のそれとは、同じ時に於ても異なるべきである。

今、資本は、増殖の目的の下に置かれたる Exchangeability であるが、併し、その Exchangeability が果して増殖したか否かは、何を以て決定し、計量するのであるか？ 或るもの Exchangeability は一つのものに對しては増加し他のものに對しては減少するは、最も普通の事柄であつて、それが如何なるものに對しても一樣に増加し若しくは減少するといふことは、むしろ、殆どこれなき所であるから、かゝる事情の下に如何にして、その増減を決し得るのであるか？

Exchangeability が増加したか減少したかといふことは、一般的に決定し得るものではない。ただ、それは、Exchangeability の主體たる何某といふ具體的人が、その所有し、消費し、享受せんと欲する部類のものに對比して、彼が提供し得る所のもの Exchangeability の増減が、大體判斷し得るに過ぎない。而も、彼の欲する部類のものも多種多様に存在することであるから、その或ものに對しては、増加し、他の或ものに對しては、減少するを常とする。その雙方を併せ見て、増加したるものが多ければ、彼の Exchangeability は増加したものと見做され、減少したものが多ければ、減少したと見做されるのである。若し、彼と同じものを提供し得る人であつても、その所有し、消費し、享受せんことを欲するものが彼と異なる人にあつては、彼の Exchangeability は増加したと見做さるゝ場合にあつても、その人の Exchangeability は、彼と同じ割合に増加したと見做し得べきものでもなく、却つて減少したと見做すべき場合さえあり得るのである。

かくの如く、本質的なる見方よりすれば、Exchangeability の増減といふことは、これを判定す

ること頗る困難なるものである。併しながら、或る人の Exchangeability が如何なる形、如何なる状態にあるにせよ、それは、一般的なる支拂に充當し得べき形に、すなはち貨幣の形に變へることが出来るものである。従つて、Exchangeability の増減も、これを現實に貨幣の形に變へるならば、前に貨幣たりしときと、後に貨幣となつたときとを比較して、貨幣の單位名稱たる圓、磅、弗などの數に於てその増減を判定し計量することが、可能となる。併しながら、かゝる貨幣の單位名稱の數量、換言すれば貨幣價値に於ける増減は、Exchangeability の表面的形式的増減の表示たるに過ぎないものである。

八

資本が、増殖の目的の下に置かれたる Exchangeability であるといふ場合に於ても、その増殖の計量は、單に貨幣の單位名稱の數に於て表示することが可能なるに止まる。而も、如何なるもの Exchangeability も、時により、相手方により異なるものであるから、或るものを貨幣に換へ、更に再び元のものに換へたる場合には、そのもの分量は、前の場合よりも、増加し居るか、減少し居るかのいづれかである。また、貨幣を何等かのものに換へ、更に再び貨幣に換へたる場合に於ても、前の單位名稱の數よりも後のそれの方が、或は多く、或は少くなつて居るを常とする。

Exchangeability の増殖といふは(従つてまた減少も)かくの如く、Exchangeability が或る一つ

のものゝ形態より、他のものゝ形態に轉換することによつて可能となるのであつて、殊に貨幣の形態若しくは貨幣價值を以て表現せられたる形態より、他の一つまたは幾多の形態に轉換し、そしてまた、貨幣の形態若しくは貨幣價值を以て表現せられたる形態に復歸したるとき、その貨幣の單位名稱の數、すなはち貨幣價值の比較によつてその増減が數字的に表示せらるゝのである。

すなはち、資本の増殖といふことは、Exchangeability が、資金たる形態より資本財たる形態に轉換し、そしてまた資金たる形態に轉換することによつて、増殖——若しくは減少——することが可能となると共に、その増減の數字的表現も可能となるのである。併しながら、かくの如き、貨幣の單位名稱の數に於ける、すなはち、貨幣價值に於ける、比較並びにそれを以てする表示は、單に、數字的形式的の増殖若しくは減少を表はしたるに止まり、必ずしも Exchangeability の實質的なる増減を表はしたるものではない。實質的の増減は、前にも述べたるが如く、その歸屬の主體たる人が、所有し、消費し、享受せんことを欲するものを、より多く獲得し得るに至つたか否かによつて見るの外なく、従つて、これは、正確に言へば、各人毎に當然異なる所である。

九

信用(Credit)は、或人が、増殖の目的の下に置ける Exchangeability を他人に附與するの關係、換言せば、資本の利用を他人に許容するの關係である。増殖の目的の下にあらざる Exchangeability-

ity を他人に附與する所の關係は、經濟學上の意味に於ける信用ではない。

例へば、商人が商品の掛賣をなし、銀行が顧客に資金の貸附をなすは、商品若しくは貨幣の形態に於ける Exchangeability を、顧客に附與するの關係であるから、それは、經濟學上の意味に於ける信用である。併しながら、教師が學生に書籍の借用を許し、學生相互の間に於て小使錢の貸借をなす場合には、その書籍若しくは貨幣は、Exchangeability のある所のものであるけれども併しその Exchangeability は、増殖の目的の下に置かれたるものではないから、かゝる關係は經濟學上の意味に於ける信用ではない。

公債、社債、株券等による資金の調達も、言ふまでもなく、經濟學上の信用である。債權者株主は、貨幣の形態にある Exchangeability 若しくは貨幣的價值を以て表示せられたる Exchangeability を、國家、公共團體、會社等に附與すると共に、それが増加したる貨幣價值を以て復歸することを希望するものであるからである。

併し、これらの場合に於て、公社債株券等に應募する所の資金たる Exchangeability は如何にして生じたるか？。

それは、元來は、生産したる有形物若しくは自己の勞働、勤務、技能等を他人に提供し、それに對して受領したる貨幣を、貨幣のまゝにて保存蓄積し、若しくは銀行預金としてその Exchangeability を遊離の状態に於て保存蓄積したることより成るものである。併しながら、Exchange-

ability は、前に述べたるが如く、資金たる形態より資本財たる形態に、そして再び資金たる形態に轉換することによつて、増殖の可能なるものであるから、この轉換の連續反復の裡に、ときとして尨大なる増殖をなすの可能があり、かくて、増殖したる Exchangeability が、資金として、公社債株券の應募に向けらるゝものがまた頗る大なるものである。

一〇

Exchangeability は、かくの如く、有形物の生産、または、労働、勤務、技能等の提供によりて生成し、若しくは、資本形態の轉換によつて増殖するばかりではなく、金融機構の裡に於て、將來に生すべきものが、現在化されたる Exchangeability となることもある。銀行が、貸附をなす場合が、すなはち、それである。

尤も、銀行が貸附をなすにしても、預りたる資金をこれに向くる場合は、前述の公社債の應募と何等本質的には異なる所はない。こゝに問題となる所のは、預金として預りたる資金を貸附くるのではなく、また、銀行自らの株金として拂込まれたるものを貸附くる場合でもない。それは、銀行より貸附けたる資金が、現金として引出さるゝことなく、貸附と同時に、そのまゝ、預金として受け入れられ、而も預金のまゝで支拂の決済に充てられ、その支拂の受領者も亦、それを、その銀行への預金となすものとしての見込の下になさるゝ貸附である。

換言すれば、預金通貨として、轉々、流通する見込を以て貸附けらるゝ資金である。かやうな場合に於ては、かゝる資金たる Exchangeability は、全く銀行の創作である。銀行は、何等の有形物の生産をしたのではなく、また労働、勤務、技能などを提供したのではなくして、かゝる Exchangeability をもち、これを顧客に貸附くるのである。

かゝる Exchangeability は、何ものに由來するのであるか？ それには二つの場合がある。一つはその貸附に物的擔保の存在する場合である。この場合に於ては、銀行の貸附くる Exchangeability は、その創作の如くに見ゆるけれども、實は、擔保たる物の Exchangeability に外ならぬものである。すなはち、法律的に言へば、擔保であるけれども、經濟上の本質より言へば、借主、そしてこの場合に於ては、同時に預主は、物の形態に於て、Exchangeability を銀行に預入れて、貨幣價值を以て表示せられたる形態に於て Exchangeability を引出したるに外ならぬものである。ゆゑに、銀行が貸附くる所の Exchangeability の由來する所は、借主が擔保に供したる——實は、預入れたる——物自體にあるのである。

他の一つの場合は、擔保のなき場合である。謂はゆる人的信用の場合である。この場合にありては、銀行の貸附くる Exchangeability は借主が將來に於て生産する所の有形物、若しくは將來に於て他人に提供する所の労働、勤務、技能がもち得ると見込みたる Exchangeability の現在化である。すなはち、將來の Exchangeability の現在化である。ゆゑに、この場合にありては、本

來何等のものゝ生成なくして、Exchangeability だけが遊離的に生成したのであるから、將來愈々その Exchangeability をもつべきものが生成されるときに、そのものは生成するけれども、Exchangeability は生成することはないのである。本來ならば、このものと共に後に生成する筈の Exchangeability が、ものよりも先に生成して居るのである。

銀行券を發行するの權能ある中央銀行が、國債を一般に公募することなく、自ら一手に引受けて、政府のために預金を設定する場合、若しくは、政府のために銀行券の支拂をなす場合も亦、將來の Exchangeability の現在化である。但し、この場合に於ては、政府は、有形物を生産するものでもなく、また、勞働、勤務、技能を他に提供するものでもなく、要するに自ら Exchangeability ある所のものを、作出提供するのではない。従つて、その現在化さるゝ所の將來の Exchangeability なるものは、たゞその課徵權によりて人民より收むる租税にあるに過ぎない。そして、その租税は、人民が自ら生産する所の有形物、若しくは提供する所の勞働、勤務、技能の Exchangeability より成るものである。

ゆゑに、この場合に於ける中央銀行が、政府のために創作する所の Exchangeability はすなはち、人民の將來に生成する所の Exchangeability の現在化である。従つて、この公債により政府が行使したる Exchangeability だけは、將來に於て、人民が有形物を生産し、勞働、勤務、技能を提供しても、それだけは、そのときに於て、Exchangeability を生成せざるやうとなる。

一一

普通に謂ふ所の購買力なるものは、Exchangeability を、貨幣の單位名稱數を以て、換言せば、貨幣價值の計量に於て、表示したるものである。ゆゑに、貨幣をもつものは購買力がありと言はれ、貨幣以外の、貨幣と交換し得るものをもつものは——この言ひ方よりすれば——潜在的なる購買力をもつと言はれ得る。併し、この購買力及び潜在的購買力なる一見二つに見ゆるものは、要するに人間がその欲する所のものを交換によりて獲得し得るの力である。

私は、本論の冒頭に於て、購買力といふは、或人が貨幣を以てその欲する所のものを獲得し得る力であると言つたが、こゝまで説明し來つた後に於ては、購買力といふは、或人がその提供し得る所のものを以て、交換により、その欲する所のものを獲得し得る力であると説明し得ることゝなつた。かゝる力は、人間がもつ所の有形無形のものに存する。私は、有形無形のものに存し、人間にかゝる力をもたしむる所の、それらのものゝ性能を Exchangeability として説明したのである。この Exchangeability の大きさが不定にして、増減の標準を缺くこと、並びに、それが本來存するものより遊離して存在移轉し得ること、そして將來に生成すべきそれが、現在化し得ること、凡そ、これらの事柄は、今日の經濟生活に、頗る錯綜したる姿と實質とを與へて居るのである。従つてその事情の闡明は今日の經濟生活を知るについて頗る必要であり、且つ、殊に、謂はゆる貨幣價值動搖時代たる今日に於て、各般の實際問題を理解するにつき甚だ必要なる事柄であるが、今は、たゞ、その大要を記すに止める。